

令和4年10月20日 14時00分
近畿地方整備局
奈良国道事務所

国道25号名阪国道^{たかみね}高峰サービスエリアの占用者を公募します

国道25号名阪国道(大阪方面行き)^{たかみね}高峰サービスエリアにおいて、休憩所等道路サービス施設の占用期間が令和5年3月末をもって満了するため、令和5年4月1日以降の占用者を公募します。

1. 公募内容

休憩所等道路サービス施設及び既設駐車場等を一体的に管理運営する
占用事業者を公募

2. 応募書類の受付期間

令和4年10月20日(木)から令和4年11月25日(金)まで

3. 審査結果の公表

令和5年1月27日(金)

4. 占用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
(更新は最大3回まで可能、占用期間は最長20年間とする。)

5. その他

募集要項、応募様式等は奈良国道事務所HPよりダウンロードして下さい。
(<https://www.kkr.mlit.go.jp/nara/news/press/2022/sih68m000000iorl.html>)

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、奈良県政・経済記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省 近畿地方整備局 奈良国道事務所
副 所 長 藤井靖久 (内線203)
管理第一課長 赤松知行 (内線431)
TEL 0742-33-1391(代表)

名阪国道高峰サービスエリアにおける占用者の公募について

1. 占用許可する施設(占用者が整備するもの)

店舗(食堂、売店)、自動販売機、店舗用浄化槽、排水管(VP150φ)、水道管(HIVP40φ)、電気管(GP42φ)、引込電柱、ごみ箱、ベンチ、灰落とし

2. 公募対象施設

施設名	所在地(路線名)	占用面積(m ²)	駐車台数(台)
高峰サービスエリア	<small>まいたにちょう いちのもたちょう</small> 奈良市米谷町690-5 天理市櫛本町3833-4 (一般国道25号名阪国道 下り線)	282.17m ²	大型19 小型15 (小型に身障者用1台含む)

【①現占用者より現存する建物及び付属する施設(以下「建物等」という。)を承継してそのまま利用して営業を行う ②現占用者より現存する建物等を承継して改装して営業を行う ③現存する建物等を現在の占用者が原状回復後、新たな建物等を設置して営業を行う】の、①②③いずれかを選択

3. 応募資格の概要

- (1)募集要項に記載する欠格事項のいずれにも該当しない者。
- (2)過去、継続して3年以上、募集要項に掲げる同種業務又は、類似業務の実績を有すること。

4. 占用許可施設の募集条件

(1) 占用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで(5年間)

(更新は前記2. ①、②の場合は最大1回まで、2. ③の場合は最大3回まで可能、
占用期間は2. ①、②の場合は最長10年間、2. ③の場合は最長20年間とする。)

(2) 占用者の義務

- ①トイレ、駐車場において1日2回以上の清掃や消耗品の補充
- ②事故等緊急事態における連絡、通報
- ③占用料の支払い
- ④その他「名阪国道高峰サービスエリア占用者募集要項」による。

5. 選定方法

学識経験者、所在地の地方自治体等を構成員とする「名阪国道高峰サービスエリア利用計画検討委員会」において、公平かつ客観的に審査したうえで、道路管理者が決定する。

6. スケジュール

応募書類の受付	令和4年10月20日(木)～令和4年11月25日(金)
質問の受付	令和4年10月21日(金)～令和4年11月14日(月)
審査結果の公表	令和5年1月27日(金)



奈良市

一般国道25号
(名阪国道)

大和郡山市

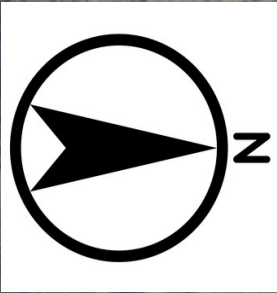
大阪方面

名古屋方面

天理市

高峰サービスエリア





奈良市
米谷町

天理市
櫛本町

トイレ用浄化槽

トイレ

ベンチ

ベンチ

小型車(7台)

身障者用
(1台)

店舗
(食堂・売店)

自動販売機

大型車(9台)

灰落とし

給水設備

小型車(7台)

引込電柱

高峰パーキングエリア

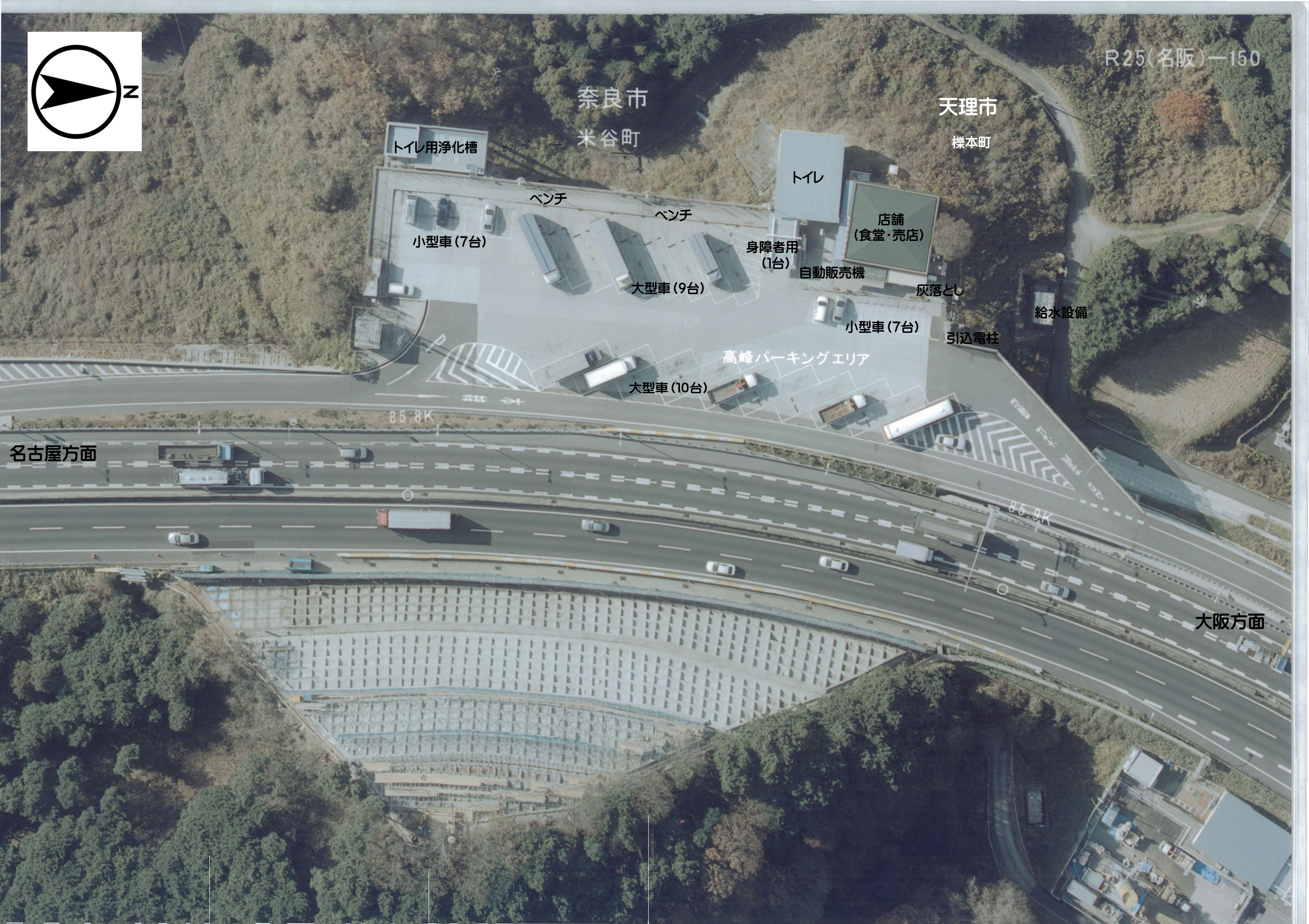
大型車(10台)

85.8K

85.9K

名古屋方面

大阪方面





施設配置図

